

特 集

特殊教育教諭免許状の保有問題
と校内体制の整備

真城 知己

(千葉大学)

「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」の全体を取り上げることは筆者の力量からは困難であり、本稿では表題の2点に関して簡潔に意見を述べたい。いずれも「最終報告」の主に第4章に関わる内容である。

1 特殊教育教諭免許状の保有問題と研修について

「最終報告」では特殊教育教諭免許状の保有率向上が明確に提言されたが、盲・聾・養護学校の教員となるものが特殊教育教諭免許状を保有すべきなのは児童・生徒への指導責任上当然のことである。特殊学級や通級学級の教員についても同様に考えて、制度的に根拠を与えるべきである。

教員免許法の付則条項を根拠に未保有教員の採用・配置が継続されているが、それはあくまでやむをえない場合に限定した「例外」に留めなければならない。特殊教育教諭免許状を保有せずとも優れた実践ができる教員がいることは事実であるが、それを未保有の肯定理由とするなどは論外である。それならば資質に応じた資格付与制度を創設する論の根拠として取り上げるべきであろう。

免許状の保有は完全な「専門的実践力」を約束するのではなく、基礎的資格を示すものであり、専門性の向上はその後の研修に連続させなければならない。教育委員会主催の研修や、校内研修、各種の自主的研修会などはこれまでも数多くなされているが、これらの機会の一層の活用を様々な形で国や自治体が支援する必要がある。校内研修等に関しては、その質の問題が議論になっているが、特に特殊学級や通級学級を配置する小学校・中学校の教員の研修も含めて、そのあり方と内容を詳細に検討する必要がある。

免許状保有率向上のための具体策としては、採用時の取り扱いのほか「最終報告」よりも踏み込んで、各年度ごとに盲・聾・養護学校への新規採用者・異動者の免許状保有状況を「各学校単位」で公開すること、及び、小学校・中学校においては、特殊学級担任、通級学級担任の免許状保有状況を公開することが必要であると考え。当該校の教員がどのような資格を保有しているのかを示すことは、保護者への責任としても認識されるべきだからである。もちろん、この際に免許状保有の問題が教員の個人責任に帰されて保護者との信頼関係を失うような事態が生じないように配慮することを忘れてはならない。

また、未保有教員への免許状取得については、採用・異動後少なくとも1～2年以内に免許状の取得を教育委員会の責任において図れるようにすべきである。「最終報告」にもあるように、盲・聾・養護学校を会場にしたり、情報通信技術を活用して遠隔地の教員が参加できるような認定講習のために必要な整備を速やかに進められるような国の具体的支援が不可欠である。

さて、免許状の保有を基礎として、教員の様々な研修機会の整備がこれに続かななくてはならない。認定講習で取得する特殊教育教諭免許状は、「二種」であるが、「一種」にするための努力義務が果たされる必要がある。「最終報告」ではこの点について触れていないが、これをより実践的な研修や最新の理論の研修等と連動させながら行うことが望ましいであろう。

現職教員を対象にした研修ニーズに関するこれまでの研究から、一定の条件を満たす研修機会を免許状の取得機会として連動させることに肯定的な意見が寄せられている。具体的には大学主催の公開講座や教育委員会主催の研修会、学会主催の講習会などのように一定の質が保証される機会は免許状取得の認定をすることが適当であると考えられていたのである。

もちろん、すべての研修機会と免許状の取得を連動させる必要はないが、これまでに教育委員会が提供してきた初任者研修をはじめとして、ある程度系統性のある研修機会や時節に応じたトピックス研修等の体系をより広い視点のもとに見直すことも必要ではないだろうか。

専門的研修であるにも関わらず、まったくの初心者といってもよい教員の受

講も想定せざるをえないという例に象徴されるように、教員間の基礎的知識のばらつきが大きいという問題の存在は深刻に受け止められるべきである。

免許状の保有は、少なくとも基礎的知識の水準を確保する役割を担うべきであり、その上に専門的研修が位置づけられるようにする責任がある。むろん、各教員の自己研鑽を奨励できるようにするための体制整備も必要である。

とりわけ、特殊学級の担任は学校を離れて研修を受けることが難しい場合が少なくない。盲・聾・養護学校のように専門的指導の経験のある教員に囲まれた環境も不足するため、研修へのニーズはより強いはずであるにも関わらず、その機会自体が得られにくいという問題は研修のために校務からの専従免除が強く求められている調査結果をふまえて早急に対策を講じなければならない。

また、盲・聾・養護学校で一定の経験を積んだ教員の小学校や中学校への配置や、特殊学級等教員の盲・聾・養護学校での実践研修なども必要であろう。

2 校内体制の整備

特殊学級や通級学級の場合には、盲・聾・養護学校とは異なる専門性（通常学級や学校全体の教育課程との調整や障害理解教育、カリキュラム開発等）が求められることから、これらの教員を対象にした特別な研修プログラムも必要である。もちろん、新任の教員養成でもこうした内容を積極的に取り上げるようにすべきである。

さて、「最終報告」に指摘されるように、小学校・中学校では特殊学級の担任など一部の教員にのみ責任負担が偏重する傾向もあり、全校的な責任体制のあり方を各教員が意識化する必要がある。これは1980年代にイギリスでみられたホール・スクール・アプローチの理念なども検討しながら取り組みたい。

この他、全校的な取り組みのために個別の指導計画を活用することも考えられよう。単なる個別資料ではなく、系統的な教育実践の財産として学校全体でその活用を積極的に図り、教育課程の編成上の工夫や全校的な指導体制改善のための資産として位置づけたい。個人情報管理には十分注意することが必要であるが、個別の指導計画は盲・聾・養護学校、特殊学級、通級学級、また通常学級を問わず、学校全体での活用が可能だからである。